

## 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和 年 月 日

愛知県知事 殿

## 届出者

住 所 愛知県知多郡武豊町字北小松谷61番地1  
 氏 名 日油株式会社 愛知事業所

事業所長 澤田 徹哉

電話番号 0569-72-1221

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、 令和6年度 の

特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事 業 場 の 名 称	日油株式会社 愛知事業所
事 業 場 の 所 在 地	愛知県知多郡武豊町字北小松谷61番地1
事 業 の 種 類	16 化学工業
産業廃棄物処理計画における 計 画 期 間	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日

## 特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排 出 量	3263.9 t	全 处 理 委 託 量	2103.9 t
自 ら 再 生 利 用 を 行 う 特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 量	980 t	優 良 認 定 处 理 業 者 へ の 处 理 委 託 量	2103.9 t
自 ら 热 回 収 を 行 う 特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 量	0 t	再 生 利 用 業 者 へ の 处 理 委 託 量	6.2 t
自 ら 中 間 处 理 に よ り 減 量 す る 特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 量	180 t	認 定 热 回 収 業 者 へ の 处 理 委 託 量	1627.6 t
自 ら 埋 立 处 分 又 は 海 洋 投 入 处 分 を 行 う 特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 量	0 t	認 定 热 回 収 業 者 以 外 の 热 回 収 を 行 う 業 者 へ の 处 理 委 託 量	0 t

## 電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	前々年度	3265 t
	前 年 度	3337 t

(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)

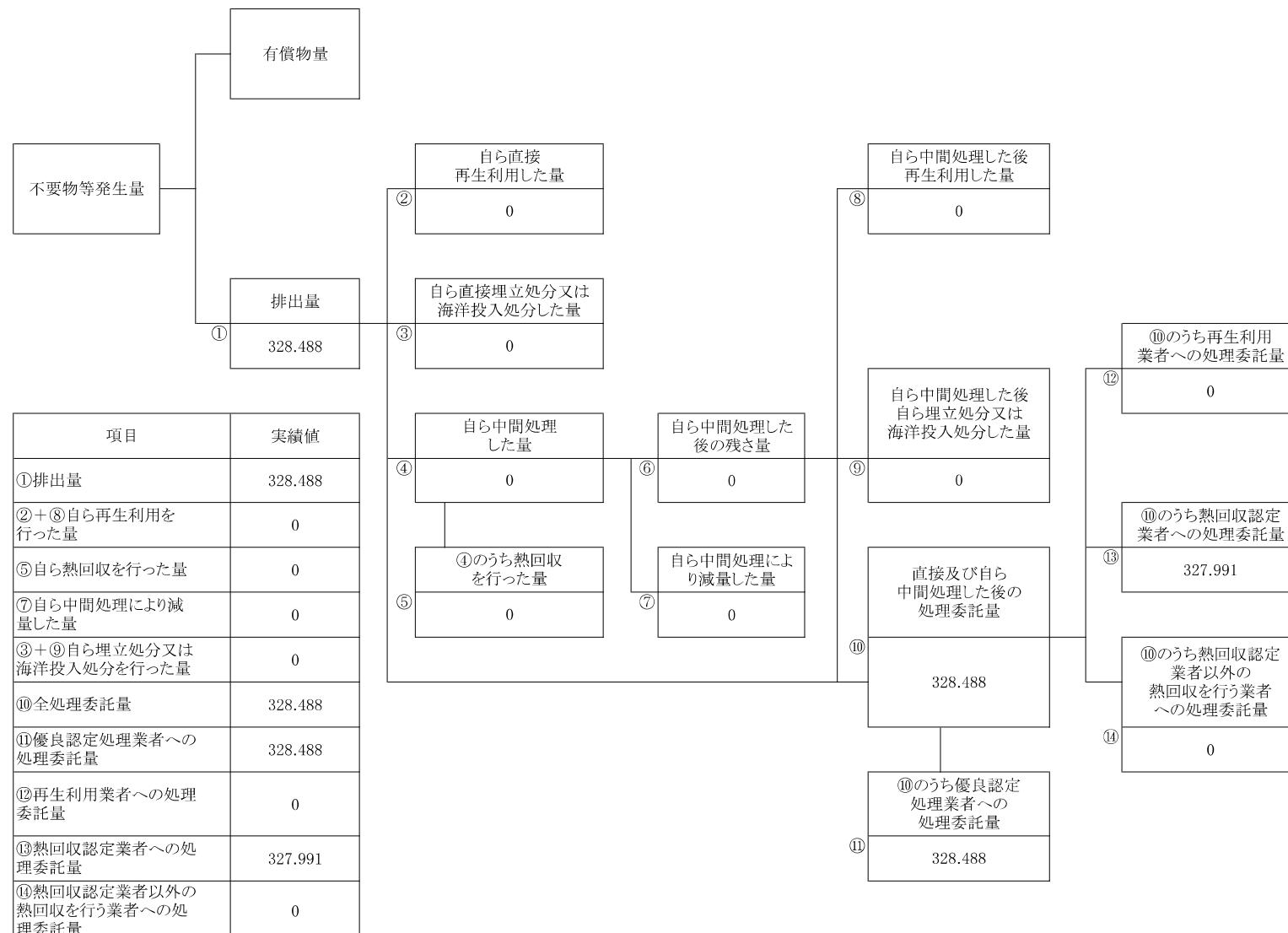
全て電子マニフェスト化済み

※事務処理欄	
--------	--

(日本工業規格 A列4番)

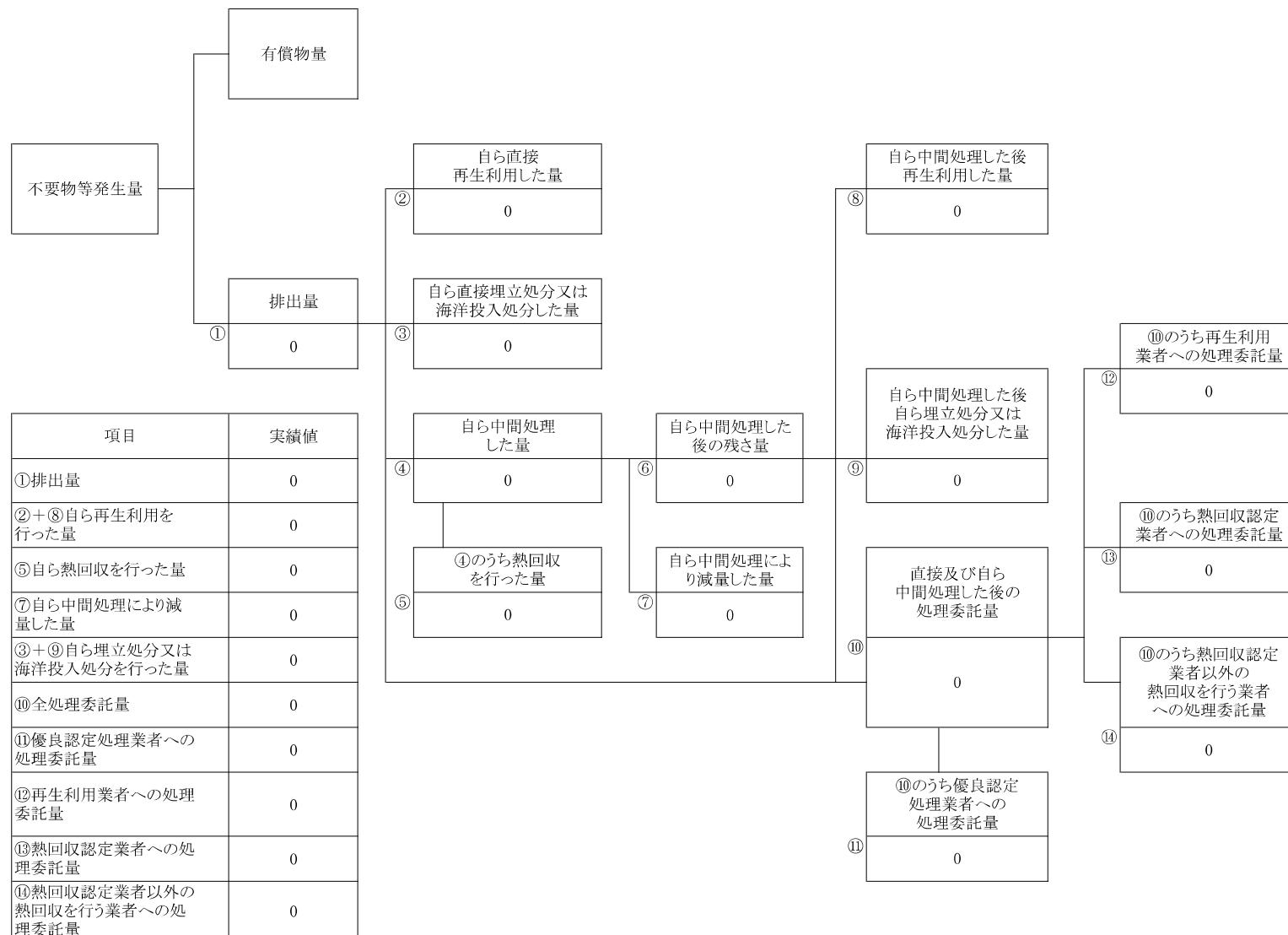
## 計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: 引火性廃油)



## 計画の実施状況

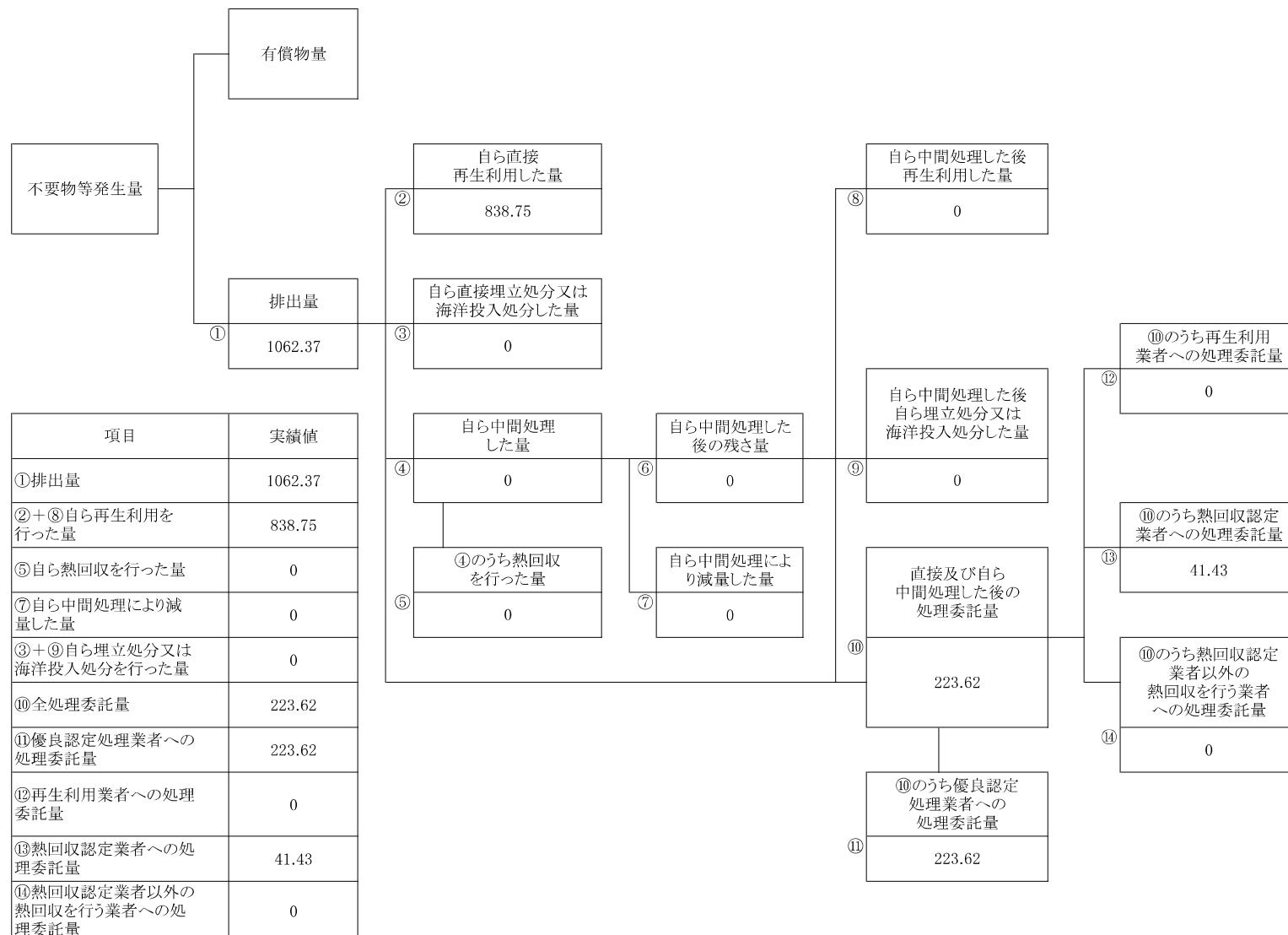
(特別管理産業廃棄物の種類: 引火性廃油(有害))



## 計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: 強酸)

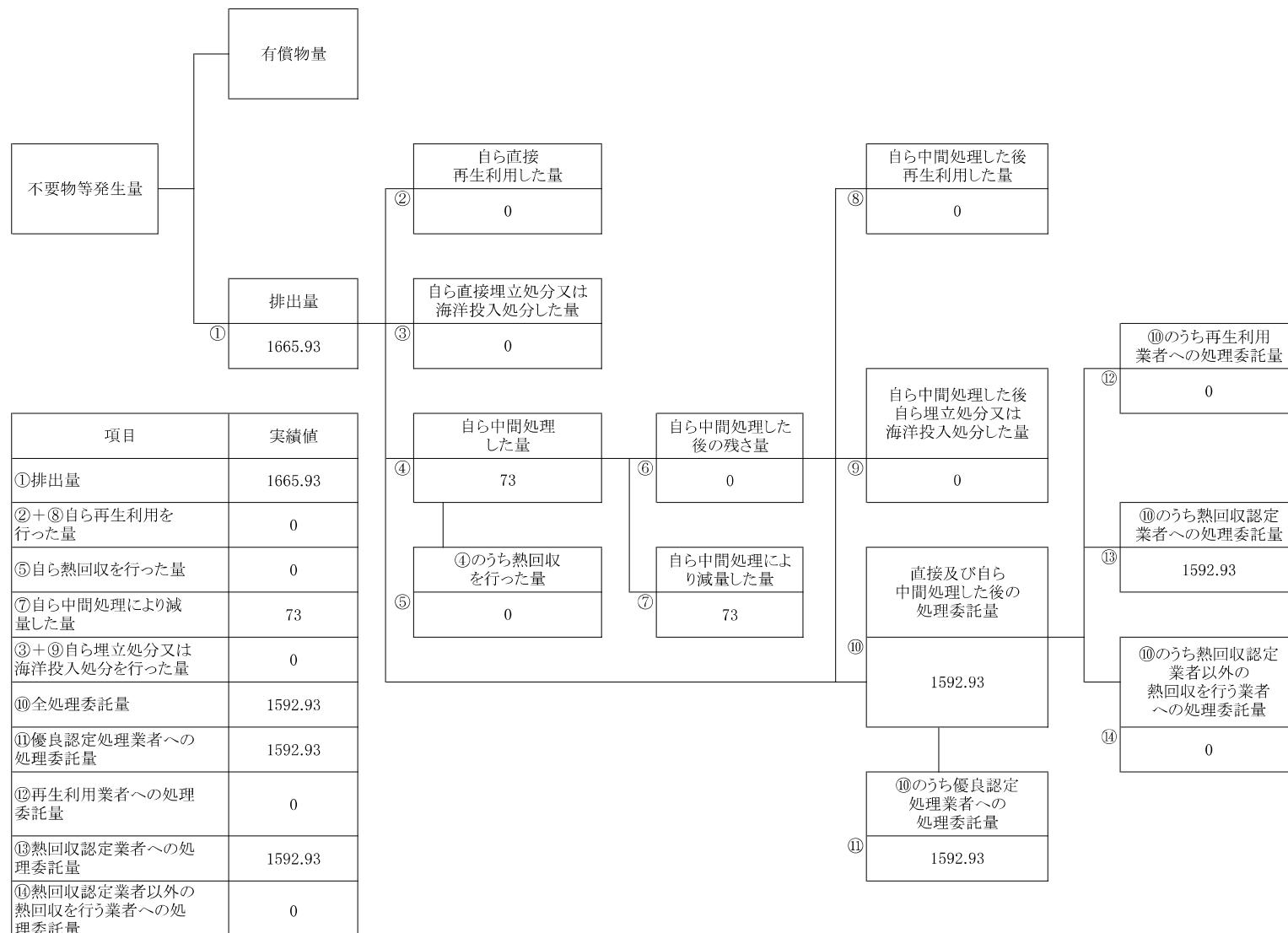
(第2面)



## 計画の実施状況

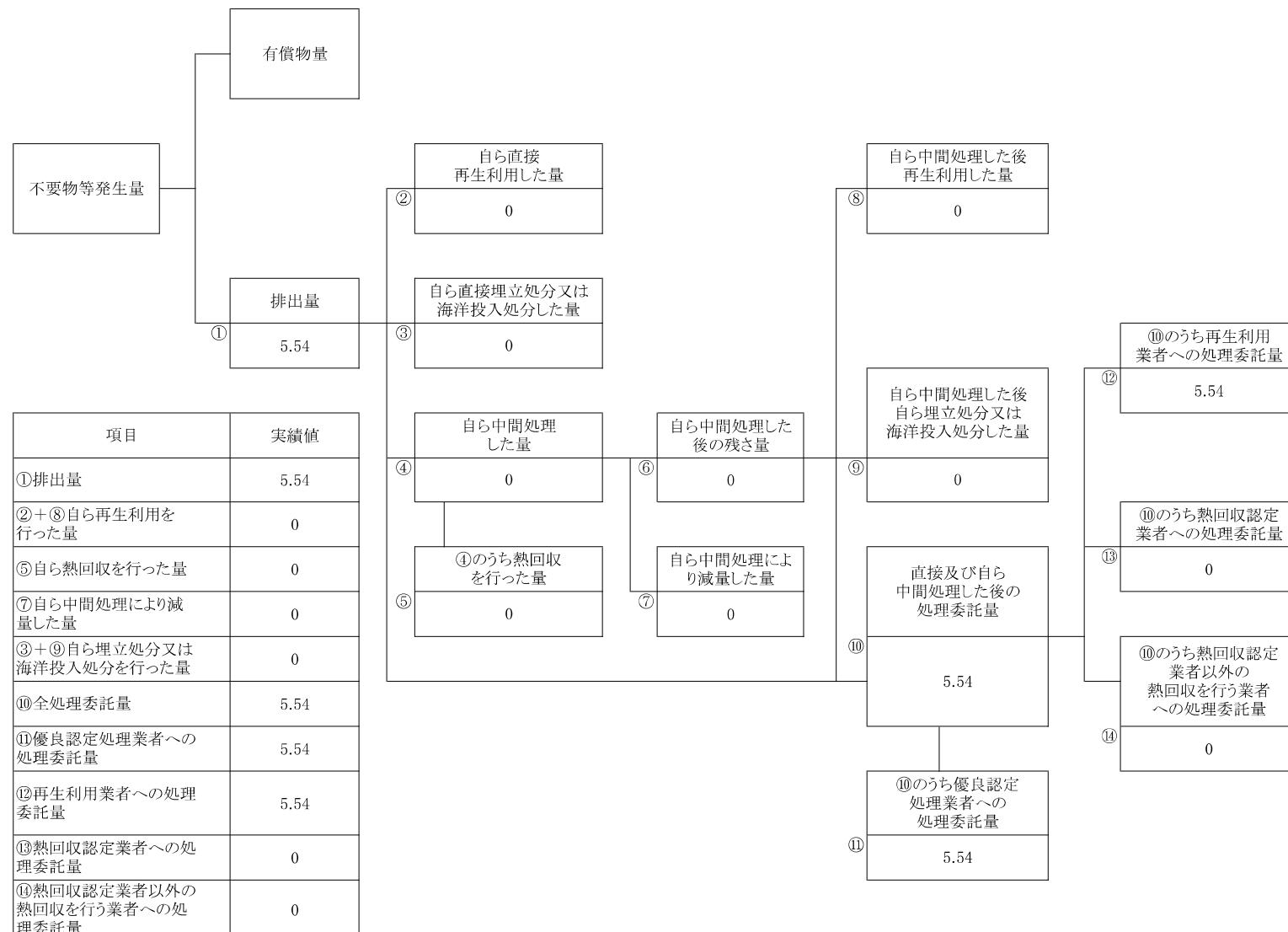
(特別管理産業廃棄物の種類: 強アルカリ)

(第2面)



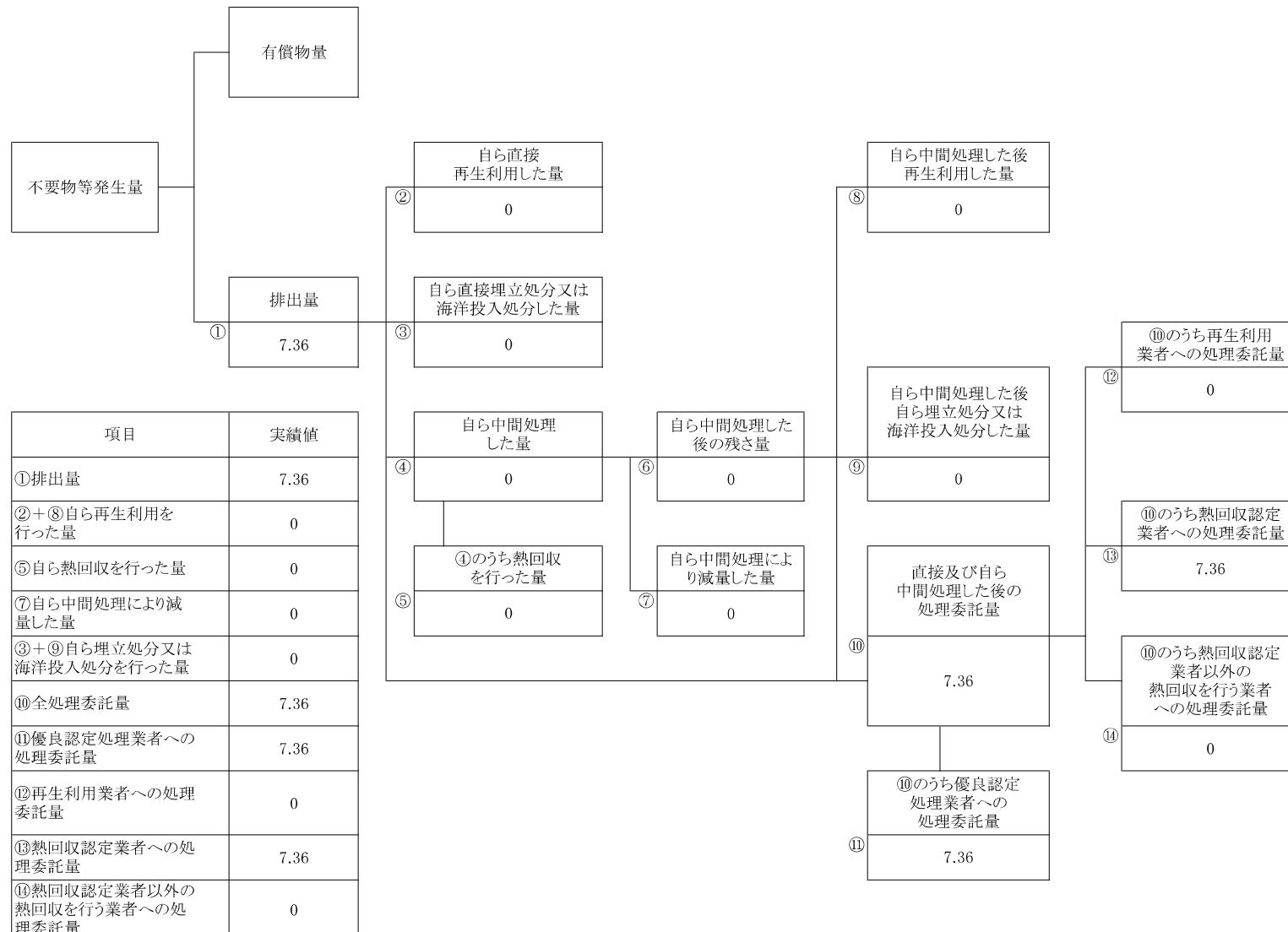
## 計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: 燃え殻(有害))



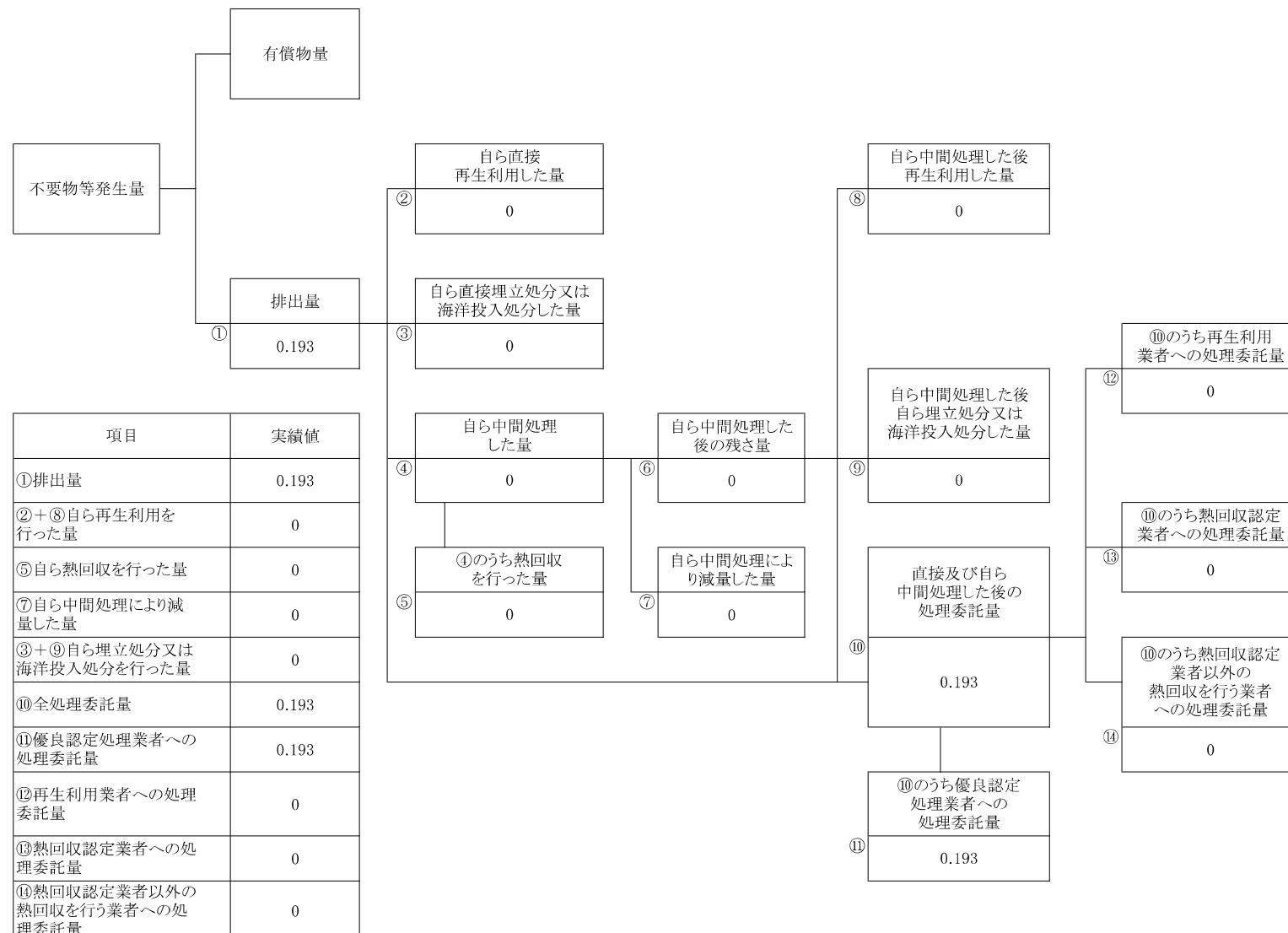
## 計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: 廃油(有害))



## 計画の実施状況

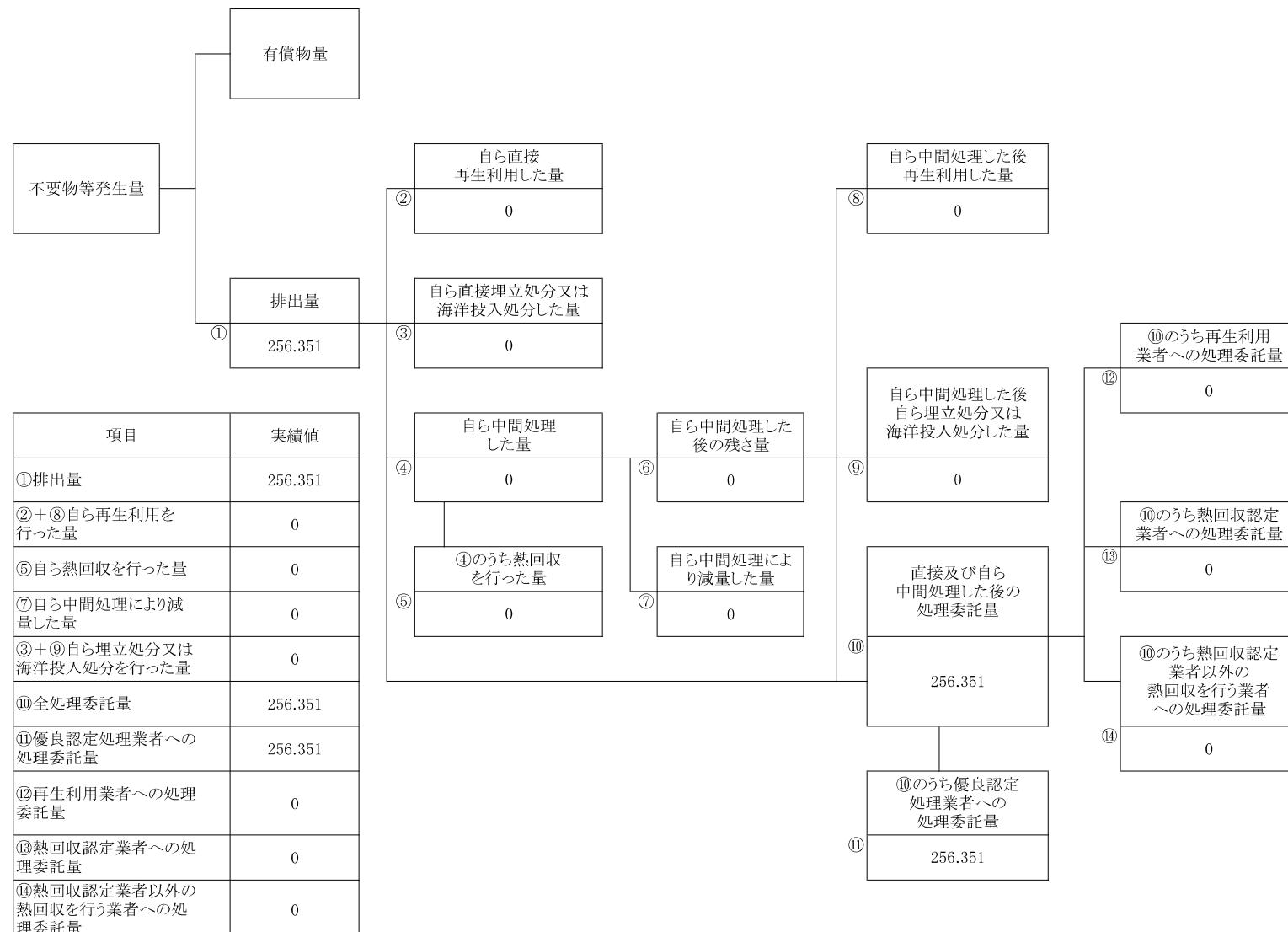
(特別管理産業廃棄物の種類: 汚泥(有害))



## 計画の実施状況

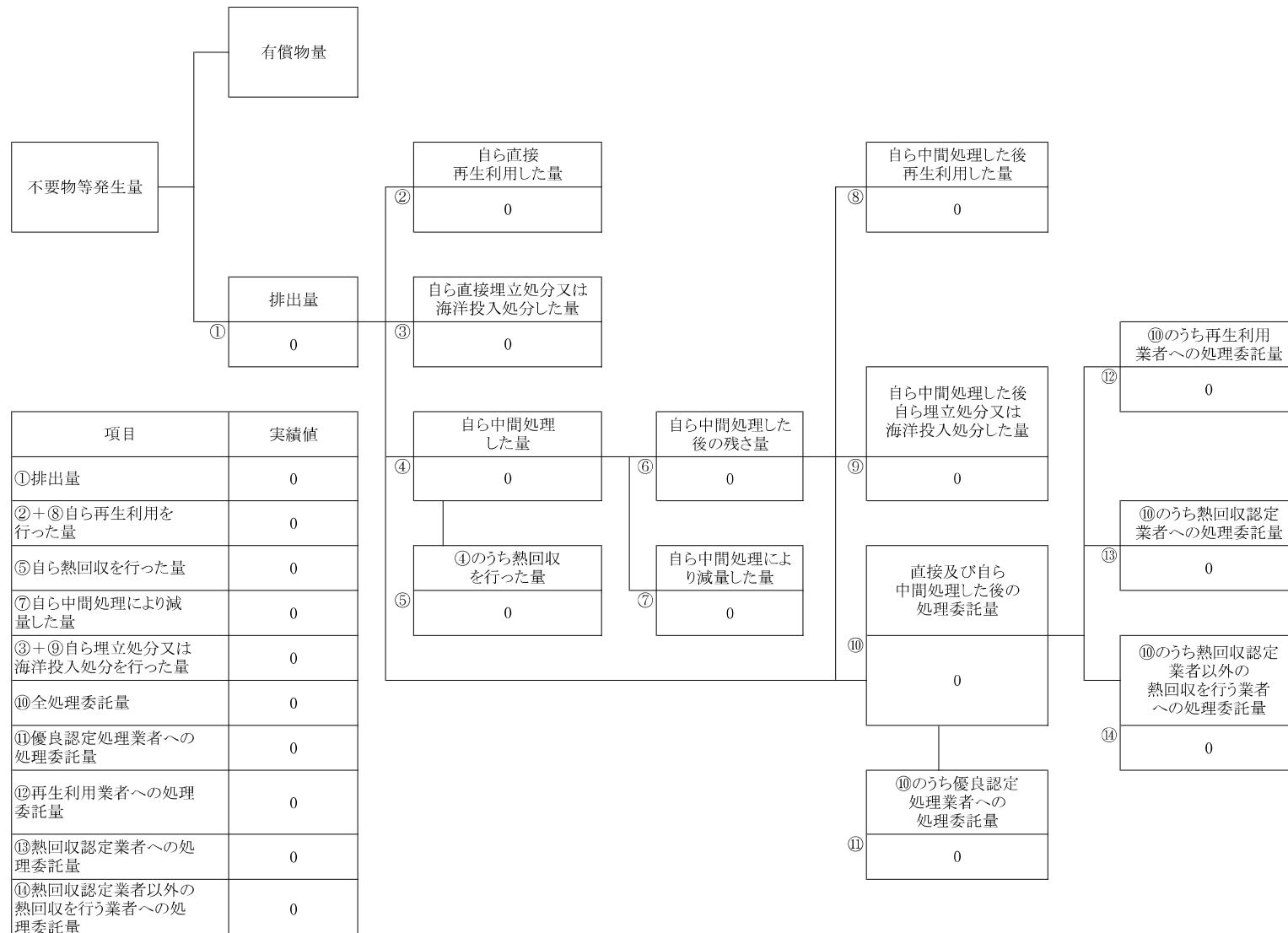
(特別管理産業廃棄物の種類: 廃酸(有害))

(第2面)



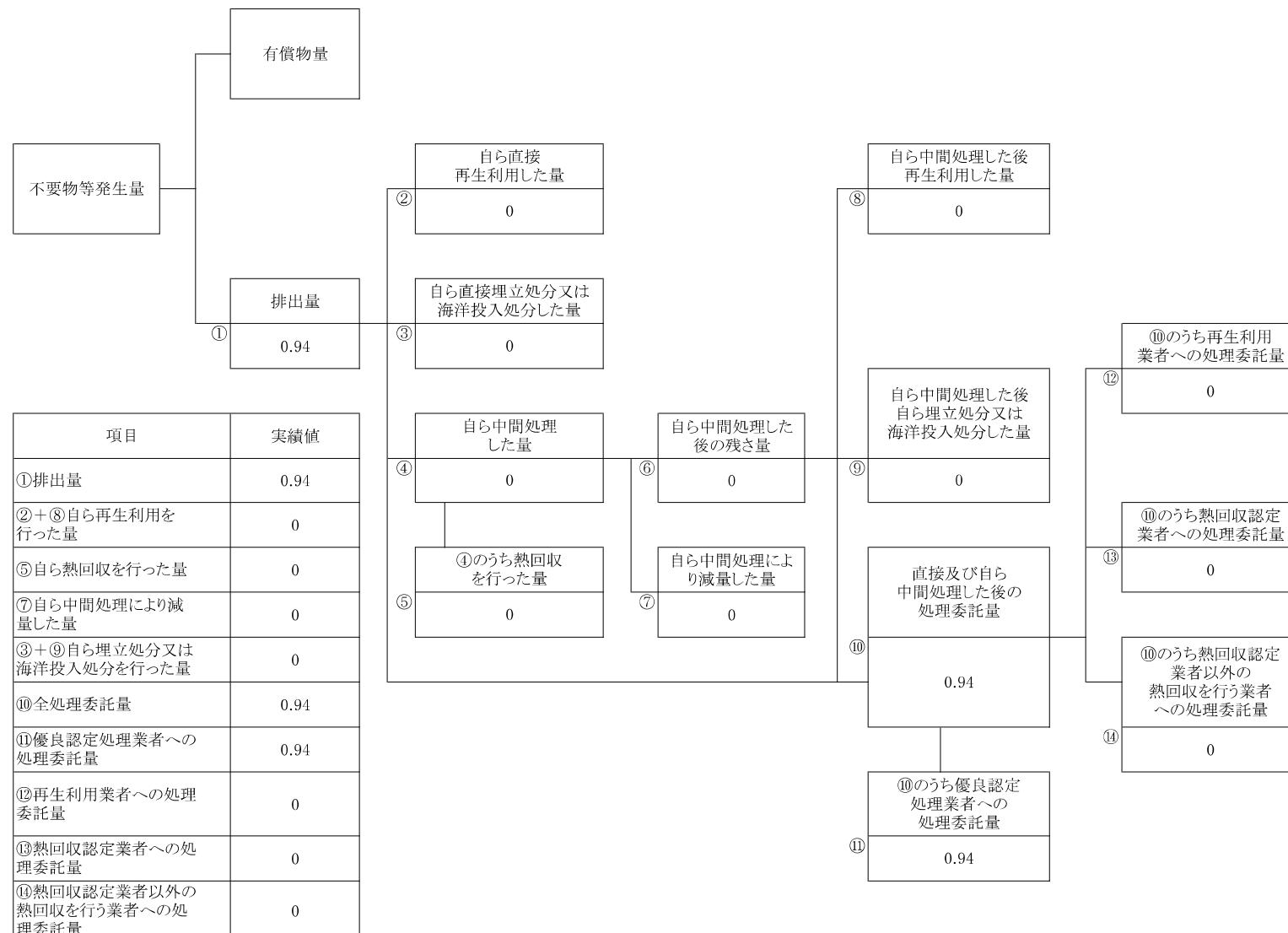
## 計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: 廃石綿等(飛散性))



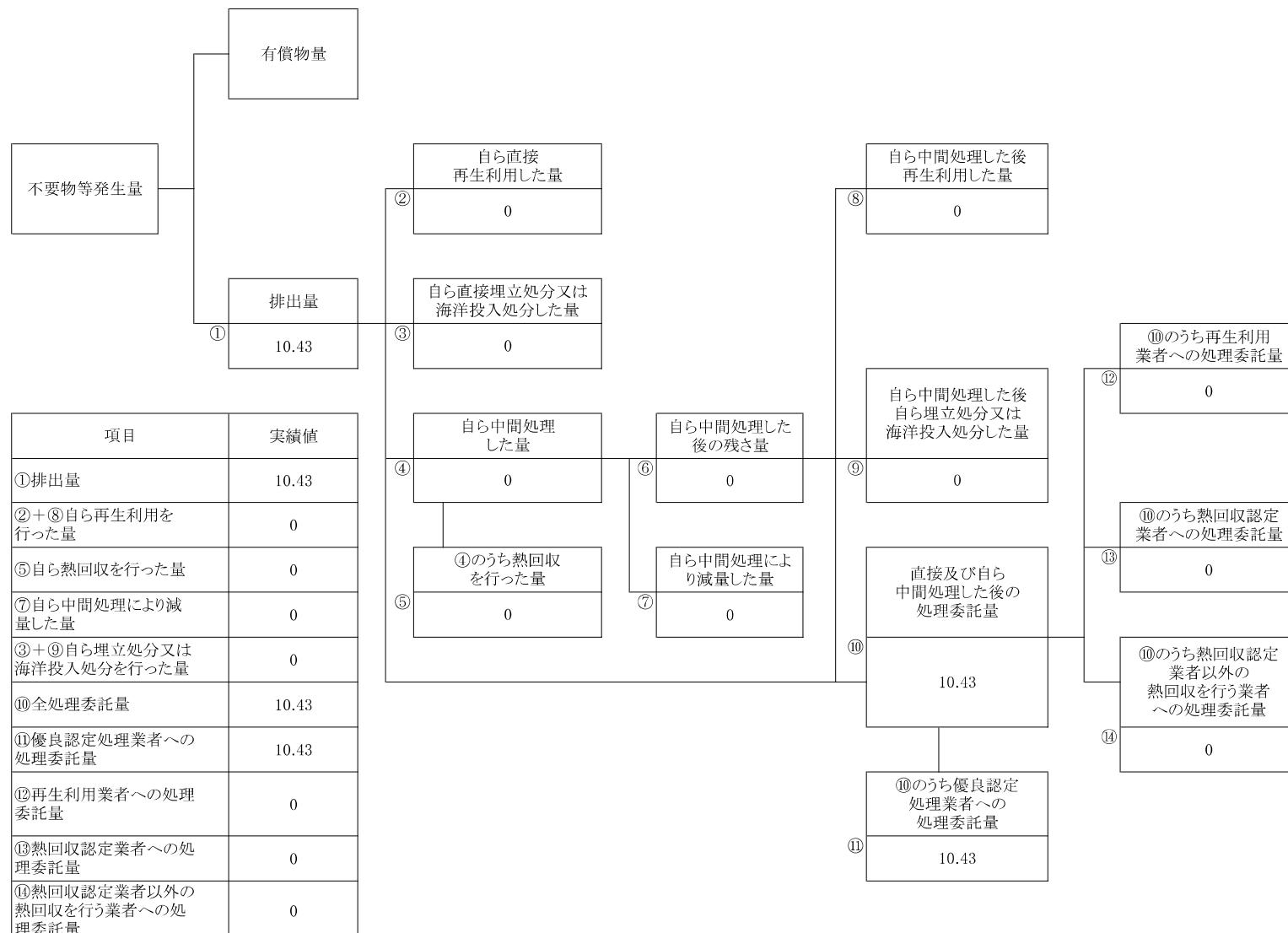
## 計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: PCB汚染物 )



## 計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: 廃アルカリ(有害))



(第2面)

## 備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物処理に関して、①～⑯の欄のそれぞれに、(1)から(16)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄には、何も記入しないこと。